

[様式2 (汚染水処理対策委員会に報告し、一般公開となるものです)]

御提案書	
技術分野	② 汚染水処理 (トリチウム処理等)
御提案件名	トリチウム汚染水の海洋放出に関連する法整備および技術の開発
御提案者	白石知成
<p>1. 技術等の概要 (特徴、仕様、性能、保有者など)</p> <p>現状では放射性物質による汚染水を海洋等に放出することができない。しかしながら、1 F サイト内で汚染水を半永久的に貯蔵することは現実的とは考えにくく、人類に対するリスクの観点からも合理的な対策とは思われない。</p> <p>そこで、多核種除去装置でも取り除くことが困難なトリチウム汚染水に関しては、適切に海洋放出することを前提とした検討を早急に行う必要があると思われる。</p> <p>大気中への放出は、地球規模の大気汚染の原因となる可能性があるため、人類に対するリスク低減の観点からは海洋放出は妥当であると考えられる。</p> <p>放出先としては、大気循環系と離れた深層海水領域が望ましいと考えられることから、放出のための技術開発を行うことを提案する。</p> <p>汚染水の払い出し施設や輸送用タンカー等が必要になるため、これらの設計検討、コスト評価等に加えて、輸送時の事故リスク評価等を行う必要がある。</p> <p>また、これにより貯蔵タンクの規模を小さくすることができるため、そのためのコスト低減および敷地内の有効利用が可能となるはずである。加えて、汚染水処理に関する長期的な見通しが得られることにより、廃炉に向けた研究開発の加速が期待される。</p> <p>一方、海洋放出を国際的に認めてもらうための活動を技術開発と並行して行う必要がある。このための外交や国内外における必要な法整備等に関しては、日本国政府の積極的な協力を希望する。</p>	
<p>2. 備考 (以下の点など、可能な範囲で御記入いただけますようお願いいたします)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発・実用化の状況 (国内外の現場や他産業での実績例、実用化見込み時期を含む)           <p>ロンドン条約により海洋汚染の原因となる物質の投棄が規制されているものの、古くは海洋放出の事例は多く、その影響についても環境省等においてモニタリングされており、リスク評価を実施することは可能であると考えられる。</p> </li> <li>・開発・実用化に向けた課題・留意点           <p>国際法の改訂や国際的な理解を得る必要がある。(リスク、方法など)</p> <p>国内法についても新規の制定あるいは改訂の必要がある。</p> <p>リスク評価に基づく合理的な方法について検討する必要がある。</p> <p>汚染水のトリチウム濃度 (総量) を適切に把握し、世界に公表する必要がある。</p> </li> <li>・その他 (特許等を保有している場合の参照情報等)           <p>各種の技術については特許出願されている可能性が高い。</p> </li> </ul>	